



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 告示

626	令和7年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格	（税務課）	1
627	生活保護法による指定医療機関の廃止	（社会福祉課）	3
628	生活保護法による指定施術機関の廃止	（ 〃 ）	4
629	生活保護法による医療機関の指定	（ 〃 ）	4
630	〃	（ 〃 ）	5
631	生活保護法による施術機関の指定	（ 〃 ）	5
632	生活保護法による指定介護機関の変更	（ 〃 ）	5
633	指定自立支援医療機関の指定の辞退	（こころの健康推進課）	5
634	指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	6
635	〃	（ 〃 ）	6
636	〃	（ 〃 ）	6
637	特定農業用ため池の指定の解除	（農業農村整備課）	6
638	道路の区域変更	（道路保全課）	7

○ 公安委員会告示

52	運転免許取得者等検査を行う者の変更	7
53	運転免許取得者等教育を行う者の変更	7

○ 選挙管理委員会告示

* 87	和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号）の一部改正	8
------	---	---

○ 訓令

* 25	和歌山県公印規程の一部を改正する訓令	（総務課）	10
------	--------------------	-------	----

○ 公告

	労働者委員の候補者の推薦	（労働政策課）	11
--	--------------	---------	----

告 示

和歌山県告示第626号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和7年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

（1）業務の名称

令和7年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

（2）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和7年8月1日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。
- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。
- (10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

オ 役員等に関する調書

カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

キ 誓約書

ク 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料

ケ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し

- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、（1）のイ、ウ、エ（イ）、オ及びカに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア及びオからキまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和7年8月1日（金）から同月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」とい

う。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年8月12日（火）午後5時30分までに和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 令和7年8月1日（金）から同月18日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和7年8月18日（月）午後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着するように行わなければならない。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和7年8月26日（火）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南医新 21-26	山本胃腸科 外科 内科	海南市岡田83-1	令和 7. 2. 22
有市薬新 28-04	ガトウ薬局	有田市宮崎町7-2	令和 7. 5. 31

岩薬新 27-07	エコ薬局岩出店	岩出市清水401番地9	令和 7. 5. 31
伊薬新 7-26	ヨシダ薬局	伊都郡かつらぎ町妙寺439-12	令和 7. 5. 31
御薬新 7-26	幸生堂薬局	御坊市藤田町吉田627	令和 7. 6. 9
橋医新 30-26	水口内科クリニック	橋本市高野口町応其36	令和 7. 6. 30
橋医新 44-26	火伏医院	橋本市橋本一丁目4-10	令和 7. 6. 30
橋薬新 42-03	そうごう薬局高野口店	橋本市高野口町名倉186-1	令和 7. 6. 30

和歌山県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
紀は新 15-07	南村麻子	紀の川市深田422-2（はり・きゅう）	令和 7. 6. 1

和歌山県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩薬新 28-07	エコ薬局岩出店	岩出市清水401番地9	令和 7. 6. 1
伊薬新 23-07	たけのこ薬局妙寺店	伊都郡かつらぎ町妙寺439-12	令和 7. 6. 1
田医新 96-07	朝日ヶ丘TNクリニック	田辺市朝日ヶ丘10-5 万伸ビル101	令和 7. 7. 1
紀医新 67-07	ももの里診療所	紀の川市桃山町最上1254-1	令和 7. 7. 1

御薬新 33-07	ひょうたん印の薬局藤田店	御坊市藤田町吉田627	令和 7.8.1
--------------	--------------	-------------	-------------

和歌山県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
日訪新 6-07	株式会社サンライズ	日高郡みなべ町堺353番地3	訪問看護ステーション ふらっと日高	日高郡美浜町和田2101-3	令和 7.7.1

和歌山県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
田は新 20-07	澤越巧治	さわこし鍼灸治療院（はり・きゅう） 田辺市南新万12-19	令和 7.6.18

和歌山県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	ホームヘルプドリーム	御坊市御坊70-1	訪問介護	指定事業所の所在地	日高郡由良町吹井130	御坊市御坊70-1	令和 7.6.26
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	ホームヘルプすてっぷ	西牟婁郡上富田町朝来2302	訪問介護	指定事業所の所在地	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	西牟婁郡上富田町朝来2302	令和 7.6.26

和歌山県告示第633号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
ふるさと内科クリニック	岩出市西安上62-1	佐藤美保	令和 7. 5. 30

和歌山県告示第634号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サクラ調剤薬局	和歌山市新庄466-2	藤田裕介	令和 7. 6. 1

和歌山県告示第635号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
みそのメンタルクリニック	和歌山市美園町五丁目3-1 雑村ビル6階	三宅康裕	令和 7. 7. 1

和歌山県告示第636号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
たけのこ薬局妙寺店	伊都郡かつらぎ町妙寺439-12	田中志帆美	令和 7. 7. 1

和歌山県告示第637号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
大谷池	伊都郡かつらぎ町大字西渋田字女良畑689-1	令和7年8月1日

和歌山県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川北側5174番1地先から同町周参見字上戸川北側5175番2地先まで	旧	11.73 } 34.59	179.62	
同上	新	10.25 } 42.40	206.29	

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第52号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和7年8月1日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

名称	運転免許取得者等検査に使用する施設	変更事項	新	旧	変 更 年月日
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	代表者の氏名	竹田純久	松本公望	令和 7.6.24
	ソト浜自動車学校				
	和歌山県御坊自動車学校				
	那智勝浦自動車教習所				

和歌山県公安委員会告示第53号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者の代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和7年8月1日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

名称	運転免許取得者等 教育に使用する施設	変更事項	新	旧	変 更 年月日
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山県自動車学校	代表者の氏名	竹田純久	松本公望	令和 7. 6. 24
	ソト浜自動車学校				
	和歌山県御坊自動車学校				
	那智勝浦自動車教習所				

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第 5 号様式の 2（第 5 条関係） （選挙運動用ビラ作成証明書） 選挙運動用ビラ作成証明書 略 略 備考 1 ～ 3 略 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 略 (2) 限度額 イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>8 円38銭</u> （単価）×当該作成枚数＝限度額 ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>419,000円＋5 円62銭</u> ×（当該作成枚数－50,000） ＝単 価 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 銭} \\ \text{端数} \end{array} \right.$ 未満の は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額 別記第 5 号様式の 3（第 5 条関係）	別記第 5 号様式の 2（第 5 条関係） （選挙運動用ビラ作成証明書） 選挙運動用ビラ作成証明書 略 略 備考 1 ～ 3 略 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 略 (2) 限度額 イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>7 円73銭</u> （単価）×当該作成枚数＝限度額 ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>386,500円＋5 円18銭</u> ×（当該作成枚数－50,000） ＝単 価 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 銭} \\ \text{端数} \end{array} \right.$ 未満の は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額 別記第 5 号様式の 3（第 5 条関係）

(選挙運動用ビラ作成証明書)

選挙運動用ビラ作成証明書

略

略

備考

1 ～ 3 略

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 略

(2) 限度額 8 円 38 銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

(選挙運動用ポスター作成証明書)

選挙運動用ポスター作成証明書

略

略

備考

1 ～ 3 略

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 略

(2) 限度額

イ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合

316, 250 円 + 5 円 8 角 8 銭 × ポスター

ポスター掲示場数

一掲示場数

= 単 価

1 円
端数

未満の

は切上げ

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合

609, 690 円 + 30 円 73 銭 × (ポスター

ポスター掲示場数

一掲示場数 - 500)

= 単 価

1
端

円未満の

数は切上げ

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

その 1 略

(別紙) その 1 略

(別紙) その 2 略

その 2 略

(別紙) (請求内訳書)

請求内訳書

略

備考

1 D 欄には、次により算出した額を記載してください。

(選挙運動用ビラ作成証明書)

選挙運動用ビラ作成証明書

略

略

備考

1 ～ 3 略

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 略

(2) 限度額 7 円 73 銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

(選挙運動用ポスター作成証明書)

選挙運動用ポスター作成証明書

略

略

備考

1 ～ 3 略

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 略

(2) 限度額

イ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合

316, 250 円 + 5 円 4 角 1 銭 × ポスター

ポスター掲示場数

一掲示場数

= 単 価

1 円
端数

未満の

は切上げ

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合

586, 905 円 + 28 円 35 銭 × (ポスター

ポスター掲示場数

一掲示場数 - 500)

= 単 価

1
端

円未満の

数は切上げ

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

その 1 略

(別紙) その 1 略

(別紙) その 2 略

その 2 略

(別紙) (請求内訳書)

請求内訳書

略

備考

1 D 欄には、次により算出した額を記載してください。

- (イ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭
 (ロ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
419,000円 + 5円62銭 × (当該作成枚

当該作成枚数
 数－50,000)
 …… (1 銭未満の端数は切上

げ)

2～4 略

その 3 略

(別紙) (請求内訳書)
 請求内訳書

略

備考

- 1 略
 2 D 欄には、次により算出した額を記載してください。
 (1) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合
316,250円 + 586円88銭 × ポスター掲

示場数
 ポスター掲示場数
 = 単 価 { 1 円未満の
 端数は切上げ

]

- (2) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500を超える場合
609,690円 + 30円73銭 × (ポスター掲

示場数－500) ポスター掲示場数
 = 単 価 { 1 円未満の
 端数は切上

げ]

3～5 略

- (イ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭
 (ロ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
386,500円 + 5円18銭 × (当該作成枚

当該作成枚数
 数－50,000)
 …… (1 銭未満の端数は切上

げ)

2～4 略

その 3 略

(別紙) (請求内訳書)
 請求内訳書

略

備考

- 1 略
 2 D 欄には、次により算出した額を記載してください。
 (1) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合
316,250円 + 541円31銭 × ポスター掲

示場数
 ポスター掲示場数
 = 単 価 { 1 円未満の
 端数は切上げ

]

- (2) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500を超える場合
586,905円 + 28円35銭 × (ポスター掲

示場数－500) ポスター掲示場数
 = 単 価 { 1 円未満の
 端数は切上

げ]

3～5 略

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される和歌山県議会議員又は和歌山県知事の選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された和歌山県議会議員又は和歌山県知事の選挙については、なお従前の例による。

訓 令

和歌山県訓令第25号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月1日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令
和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
種類	形状	寸法（ミ リメート ル）	管守責任者	種類	形状	寸法（ミ リメート ル）	管守責任者
略				略			
知事職 務代理 者印	略	略	略	知事職 務代理 者印	略	略	略
略				各振興局長 東牟 婁振興局串本建設 部長			
略				略			

条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課